

身体障害者補助犬同伴の受入れのための 啓発リーフレットを作成しました



身体障害者補助犬法により、「…不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない…」と定められています。しかし、補助犬同伴の受入拒否は、未だなくなることがなく、障害当事者の社会参加に大きな障害となっています。

受入拒否が生じているのは、施設管理者が補助犬の同伴についての知識がないことなどが大きな理由となっています。

そこで、補助犬同伴の受入の啓発に活用いただける簡単なリーフレットを作成しました。リーフレットでは、補助犬法上の義務（補助犬ユーザーの受入義務、補助犬ユーザーによる補助犬の管理義務）についての簡単な説明や、受入の事例やポイントを紹介しています。飲食店、宿泊施設、小売店、公共交通機関、医療機関の5種の施設別に作成してあります。

ご活用いただき、補助犬ユーザーの社会参加の拡大につながっていけば幸いです。

以下の URL または QR コードから、リーフレット掲載のページにアクセスできますので、ダウンロードしてご使用ください。

http://www.crp.co.jp/business/universaldesign/R04_hojoken.shtml

